

# 一般社団法人いろは福祉 キャリアパス規定

## (総則)

第1条 この規定は、一般社団法人いろは福祉（以下、「いろは福祉」という。）の、介護職等に従事する職員のキャリアパスに関する事項について定めたものとする。

## (目的)

第2条 この規定は、介護職員等の職位、職務内容等に応じた任用の賃金体系を定め、勤労意欲の向上と職場の活性化を図ることを目的とする。

## (適用範囲)

第3条 この規定は、処遇改善支給対象者の職員を対象とする。

## (支給要件)

第4条 このキャリアパスによる支給は、介護職員処遇改善加算が算定できる場合に支給されるものとする。

## (職員の基準給与)

第5条 介護職員等の職位・等級は、別紙のキャリアパス一覧表により、本人の職務内容、資格、経験、技能、勤務成績を考慮して各人ごとに、基本給、その他手当を決定する。

## (昇給)

第6条 昇給は経験と評価により行う。正規職員は毎年4月に法人内評価により昇給を行う。

## (職位の変更)

第7条 毎年度、原則として4月からの1年間において査定を行い、各人の能力、職務内容が上位職位に該当する場合には、翌年度に格付けを変更する。

## (改定)

第8条 当規定は、介護を取り巻く環境、経営状況、職員のモチベーションを考慮し、改定が必要な場合には、キャリアパス要件を変更し、全介護職員に周知する。

## (その他)

第9条 その他の軽微なことについては代表理事が定める。

## 附 則

この規定は、令和3年8月1日より施行する。